

林業・木材産業成長産業化促進対策
変更事業構想

島 根 県

1 地域の概要

<島根県の立地>

島根県は、西日本の日本海側に位置し、200km以上の東西に長い海岸線を有する本土部分に加え、隠岐地域として4つの離島も有している。高速道路は、浜田自動車道や尾道松江線の全面開通と山陰道の部分開通により、近畿地方や山陽方面、九州地方との物流時間が短縮され、経済的な価値が高まっている。

<島根県の森林>

島根県は、県土面積67万haのうち、森林が52万haを占めており、森林率は全国第4位である。このうち、国有林はわずか3万2千haであり、県内の森林の94%が民有林である。森林の蓄積量は、10年前の9千万m³から1億5千万m³へと約1.6倍増加しており、森林資源としても利用期を迎えている。このため、民有林を主体とした森林整備や木材生産を実施することが、県内の林業振興を図っていくためには不可欠である。

2 林業・木材産業の成長産業化に向けた現状、課題及び取組方針

島根県の木材産業の特徴は、合板工場および木質バイオマス発電用の原木需要が大半を占めており、今後も安定した原木需要が見込まれている。製材業においては、現在の原木生産量に見合った原木の需要が確保できていない状況であり、収益性の最も高い製材用原木の流通量を増大させることが課題の一つとして挙げられる。原木供給については、上記の需要に応えるため、県産原木の増産に取り組み、平成23年度以降増加傾向である。

今後の取組方針として、①原木の低コスト生産と、原木を長期的・安定的に供給していくため高性能林業機械の積極的な導入、②原木生産量の増大に伴う労務の増加に対応した林業労働力の確保や伐採等の林業作業技術の向上を図ることで、さらなる原木の増産に取り組んでいく必要がある。また、主伐後の再造林に取り組み、森林資源の循環利用を推進するために、③再造林に必要な苗木の確保、④再造林等の増加に伴う造林事業量に対応した林業労働力の確保にも併せて取り組んでいく。木材産業においては、⑤製材工場の新設・規模拡大に取り組み、製材用原木の需要を高めるとともに、高品質・高付加価値製品の開発に取り組むなど収益性の向上を図り、木材産業全体の発展を目指す。

3 成長産業化により目指す地域の林業・木材産業の将来像

林業分野においては、高性能林業機械の導入や主伐技術者の育成による原木生産コストの低減と林業就業者の増加による生産能力の増大により林業経営者の長期的・安定的な生産体制を整備する。また、需要に対応した原木生産量を増大させることで収益性の向上を図り、林業事業体の経営力を強化する。

木材産業においては、需要に対応した原木が安定的に供給されることで経営の安定と収益性を増大させる。製材業では、製材工場の新設・規模拡大を図るとともに、製材工場間での分業・連携を促進し、製材用原木の需要拡大を図る。また、高品質・高付加価値製品の製造・開発に取り組むことにより収益を確保し、その利益を所有者に還元する構造をつくり出す。

4 林業経営体の現状、課題及び育成方針

島根県の原木生産量は増加傾向であり、さらに県の林業全体を成長させていくためには、①新規就業者の確保、②魅力ある林業経営体の職場環境づくり、③生産性向上による収益性の向上、④これらの取り組みの成果による林業経営体の経営体質の強化に積極的に取り組んでいくことが重要である。そのため、林業経営体の労働条件等の改善や就業者の育成と確保、林業労働災害の撲滅、高性能林業機械等の整備による生産基盤の強化に取り組む。

また、島根県内の林業経営体は、植林と伐採（主伐）を一体的に実施する林業経営体が少数であり、多くの経営体は植林～保育・間伐または主伐による素材生産のいずれかを行っている。そのため、主伐による原木生産と主伐後の森林再生を別々の林業経営体が担う場合が多く、適切な森林資源の利用と再生を進める体制の構築に取り組む。

5 森林の経営管理の集積・集約化の現状、課題及び取組方針

島根県内は森林経営計画のカバー率が31%程度であり、地籍調査の遅れ等により森林所有者や境界が不明な森林も多く所在しており、森林経営計画の作成や集約化施業の実施の際に支障を来すことがある。

原木生産量の増産や適切な森林整備を進めていくためには、森林所有者や境界の確定は必須の条件であるため、市町村による森林経営管理法に基づいた森林の経営管理の集積・集約化の取り組みと共同し、森林経営計画の策定に必要な森林情報の収集、森林境界の明確化、合意形成に取り組む。

6 間伐及び主伐・再造林の現状、課題及び取組方針

島根県では人工林資源が利用期を迎えていることから、搬出間伐が積極的に実施され、また、県内の原木需要に対応するために、人工林および天然林の主伐も積極的に実施されている。主伐後の伐採跡地を放置すれば、森林資源の減少・枯渇を招くことになるため、伐採者と造林者の連携による、伐採から再造林の一貫作業等によって適正に森林を再生し、森林資源を循環利用することが重要である。

そこで、生産基盤強化区域等で効率的に搬出間伐を実施し、間伐材安定供給を行っていくとともに主伐による原木生産量を増加し、県内の木材需要に対応していく。また、主伐後の再造林に必要な苗木を確保するとともに、一貫作業の促進に伴い、植林時期を限定しないコンテナ苗生産量を拡大することで、森林資源の循環利用を進めていく。

なお、本事業による資源高度利用型施業の取組の予定はない。

7 路網整備の現状、課題及び取組方針

島根県内の路網整備は、森林作業道を主体に整備しており、近年の森林作業道の開設延長は年間200km程度である。しかし、県内の森林資源を有効に利用していくためには、森林作業道だけでなく、効率的な木材運搬が可能となる林業専用道（規格相当）を積極的に開設し、路網整備を推進していくことが必要である。

そこで、利用可能な森林資源が充実したエリアを団地化し、集中的に林業専用道（規格相当）と森林作業道を組み合わせた路網整備を行うことで、効率的な原木生産へ繋げていく。

8 山村地域の防災・減災や森林資源の保全に関する現状、課題及び取組方針

本事業による取組予定なし

9 木材加工・流通の合理化等に関する現状、課題及び取組方針

原木の用途は、取引価格が高い順に「製材」「合板」「製紙用チップ」「燃料用チップ」となっており、品質に応じて適切に取引されることが森林経営の収益力を向上させる上で重要である。本県には、原木を大量に消費する合板工場やFIT制度を活用した2基の木質バイオマス発電所が立地し、また、県内や隣県に製紙工場が立地しており、いわゆるB材、C材、D材の需要は十分に確保されている。

今後は、製材工場の新規立地や規模拡大、A材の安定供給により需給バランスを改善し、製材用原木の取引を拡大させる。

また、豪雨災害等により被災した木材加工流通施設については、撤去・復旧・再整備等を支援していく。

10 木材需要の創出等に関する現状、課題及び取組方針

上記9に記載のとおり、本県には、原木を大量に消費する合板工場やFIT制度を活用した2基の木質バイオマス発電所が立地し、また、県内や隣県の製紙工場への供給が安定しており、いわゆるB材、C材、D材の需要は十分に確保されている。今後は、製材工場の新規立地や規模拡大、製材工場間の分業・連携によるA材需要拡大を目指すとともに、なお需要創出の余地のある地域においては、木質バイオマス利用を促進していく。

11 特用林産物の生産に関する現状、課題及び取組方針

島根県の特用林産物の中で、きのこ出荷額は約17億円と県内の主要な栽培作物である米・ブドウに次ぐ品目であり、きのこ栽培は中山間地域の重要な産業である。きのこ栽培の中でも「生しいたけ」の生産量が約7割と非常に大きなウエイトを占めている。しかし、生産者の高齢化による生産者数の減少や菌床製造施設等の老朽化による生産効率の低下が課題となっている。

そこで、リースハウス等の生産基盤施設の整備を図り、新たな生産者が積極的に「生しいたけ」の生産に取り組んでいける体制を整備し、生しいたけ生産量を増加させることで林業生産額の増大を図る。

12 林業と木材産業の連携に関する現状、課題及び取組方針

現状では、合板用及び木質バイオマス用原木の供給にあたっては、林業経営者で組織する団体が窓口となり、需要先と供給量を調整しているところ。

また、製材用原木については、近年、林業事業体と製材工場間での安定取引協定に基づく供給量が増加しつつある状況。今後は、複数の林業事業体や製材工場がさらなる安定取引協定の締結を進め、原木の計画的・安定的な流通体制を構築するとともに、製材工場の新設や規模拡大により製材能力の向上を図ることで、地域ぐるみで伐採から製材加工までの取組が拡大され

る仕組みを構築する。

13 事業実施期間

平成 30 年度～令和 4 年度

14 目標を定量化する指標

＜木材供給量の目標＞

(単位：千 m³)

	平成 28 年 (度) (実績)	令和 4 年 (度) (目標)
木材供給量	527	596

※ 国産材の供給量について、直近年 (度) の実績及び事業実施期間の終期等の目標を記載する。

目標	メニュー		指標	令和 4 年 (度) (目標)
安定供給体制 の整備推進	間伐材生産		間伐材生産経費 (円 /m ³) の減少率	4%
	高性能林業機械等の整備		労働生産性 (m ³ /人 ・日) の増加率	14%
木材利用及び 木材産業体制 等の整備推進	木材加工流通施設等の整備		地域材利用量 (m ³) の増加率	3%
	木造公共建築物等の 整備	木造化 (補助率 1/2 以内)	事業費当たりの木 材利用量 (m ³ /百万円)	—
		木造化 (補助率 15%以内)		4
		木質化		—
	木質バイオマス利用 促進施設の整備	未利用間伐材等 活用機材整備	事業費当たりの木 質バイオマス利用 量 (m ³ /百万円)	—
		木質バイオマス 供給施設整備		20
木質バイオマス エネルギー利用 施設整備		2		

※ 上表の指標については、別表 2 に定める事項を記載することとし、事業実施期間の終了年度の目標を記載すること。